

安全協定第 10 条で規定する異常事象

1 号機

●点検計画表と点検実績の不整合事象に伴う計画外の原子炉停止

3 月 30 日、中国電力(株)より県に対して、島根原子力発電所 1, 2 号機の点検計画表と点検実績との不整合が確認され、1 号機該当設備の安全性は個別に評価し、健全性は確認しているものの、本来定期検査で行うべき点検の未実施であり件数が多数であることから、1 号機の運転を停止して点検を行うべきと判断した旨の連絡。

併せて、島根原子力発電所 1, 2 号機 点検計画表と点検実績との不整合についての調査状況等、点検計画表への実績の反映に関する運用の変更についても連絡あり。

島根原子力発電所 1, 2 号機 点検計画表と点検実績との不整合についての調査状況等についての連絡内容の概略は以下のとおり。

島根原子力発電所 1 号機第 28 回定期検査（平成 21 年 5 月～平成 21 年 10 月）の後に行った「不適合管理検討会（※ 1）」（平成 22 年 1 月 22 日開催）において、「点検計画表（※ 2）」上では第 26 回定期検査で点検したこととなっていた「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電動機」が、実際には点検されておらず、当該機器を中国電力(株)が自ら定めた点検期間を超過して使用していたことについて、不適合事象にあたるものと判定。

その後、他にも同様の事象がないか、島根原子力発電所 1, 2 号機の機器を調査する中で、優先して重要度の高い設備（※ 3）について至近の点検実績を調査したところ、弁の分解やヒューズの取替えなど、当該電動機も含め合計 123 件（1 号機 74 件、2 号機 49 件）の機器について、中国電力(株)が自ら定めた点検計画どおりに点検されていないことを確認。

今回判明した事象の機器を含む設備のうち、現在運転中の島根原子力発電所 1 号機の設備について、品質マネジメントシステム（※ 4）における不適合管理に基づき、健全性評価を行い、原子炉施設の安全性に問題ないことを確認したが、自主的に、1 号機の運転を停止し改めて点検を実施することとし、また、第 16 回定期検査で停止中の島根原子力発電所 2 号機の設備についても、同様に点検を実施することを決定。

今回の事象が発生した主な要因として、部品が取替えできなかったことなどの理由で計画された点検を実施しなかった場合の設備主管課から管理主管課への連絡手続きが不十分であったこと、また、「点検計画表」による管理に移行する際、過去の点検履歴を点検計画表に誤って入力したことなどによるものと推定。

(※1) 不適合管理検討会

不適合管理とは、業務プロセスの要求事項や機器・設備に求められる要求事項（機能）を満たしていない状態が発生した場合に、これが放置されることを防ぐため、他の正常な状態と区別して管理すること。

不適合に対しては、継続使用をしない場合と健全性を確認して継続使用する場合があります。

原子炉施設保安規定に基づく社内規程に定める不適合管理検討会は、不適合か否かの判定、グレードの選定や処置内容に迷う場合、検討会を必要の都度開催し、その内容について協議するもので、年間約 30 回開催。

(※2) 点検計画表

島根原子力発電所の発電設備に対して、中国電力(株)が定めた点検内容、点検頻度、点検実施時期および点検実績、定期事業者検査の有無を記載する表。

原子炉施設保安規定に基づく社内規程に基づいて作成され、島根 1 号機は平成 18 年 4 月、島根 2 号機は平成 17 年 10 月に制定。

(※3) 重要度の高い設備

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）」におけるクラス 1 および 2 に分類される機能を有する系統の構成設備。

(※4) 品質マネジメントシステム

ISO9001（品質保証のための国際標準モデル）を原子力に適用した規格 JEAC4111 に基づく、原子力安全を確実にするためのシステム。経営者が方針・目標を掲げ、必要な資源（人材・予算）等を確保して、原子力安全確保のための業務を確実に実施し、実施した活動を監視・分析・評価して改善する仕組みを定めているもの。

3 月 31 日、15 時 30 分発電停止、22 時 30 分原子炉停止。

《県の対応》

3 月 30 日 中国電力(株)に対し、島根原子力発電所における保守管理の不備について文書で申し入れ。主な申し入れ内容は以下のとおり。

①再発防止対策では、根本的な原因分析に真摯に取り組み、二度と同じようなことが起こらないよう、全社を挙げて組織としての安全体制の確立に取り組むこと。

②今回報告のあった機器以外の照合確認結果や、再発防止対策の取り組み状況については逐次速やかに報告するとともに、県民に分かりやすい形での情報公開や説明を行うこと。

（申し入れについては島根県公表済）

4月16日 3月30日に中国電力㈱から連絡のあった次の事項について、松江市と合同で立入調査を実施。

- ①島根原子力発電所1,2号機点検計画表と点検実績との不整合について
- ②点検計画表への実績の反映に関する運用の変更について